

風力発電の課題と 規制・制度改革要望について



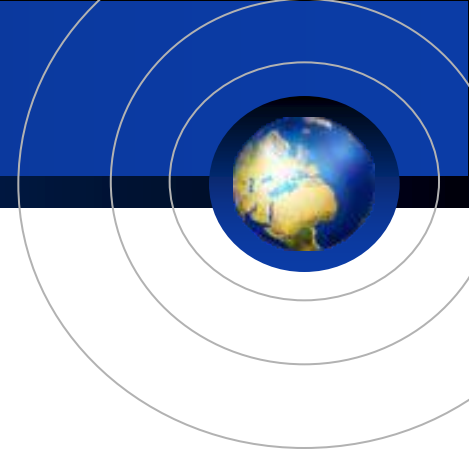
2012年11月8日

一般社団法人 日本風力発電協会

<http://jwpa.jp>



風力発電導入拡大に向けて



- まずは、方針の明確化が必要。
 - 国による**意欲的な中長期導入目標**の**早期策定**
- そして、国による中長期導入目標を達成する手段として、以下の実施が必要。
 - **事業性の確保**
 - 適正価格による長期間の買取り
 - FITの価格と期間
 - **送電インフラの整備**
 - 抜本的な系統連系対策の実施
 - 現行の設備・運用のみでは、近々に限界へ達する



- 規制・制度の緩和

- 開発・建設に関する規制の緩和
- 設置許可の早期化・柔軟化・明確化
- 技術開発の促進
 - 調査・研究開発の実施
 - 着床式洋上風力および浮体式洋上風力
 - 気象予測システムを取入れた電力系統広域運用システム



新規要望事項①：環境影響評価の迅速化-1



現状

- 平成24年10月以降、風力発電事業が環境影響評価法の対象となったことに伴い、環境影響評価手続に長期間を要することとなった。
- 第3クール閣議決定を踏まえ、経済産業省における審査事務期間の短縮や文書の迅速な受理を措置頂いているが、それでも手続期間は3年以上(概ね4年程度)となる。
- さらに、平成25年4月には改正環境影響評価法の配慮書に係る部分が施行されることにより、上記に加えて少なくとも6ヶ月程度の配慮書手続が必要となる。

問題点

- 環境影響評価期間の長期化により、風力発電事業に関わる様々なリスクが増加するため、事業の実施が困難となる。
 - 固定価格買取制度に基づく調達価格の変更
 - 許認可に関する制度変更
 - 風車・資材価格の変動
 - 地権者との協議

要望

- ✓ **平成24年8月24日に細野前環境大臣が示された方針に従い、環境影響評価に係る手続期間を概ね半減させるよう、措置を講じて頂きたい。**



A. アセス審査の並行実施

現状

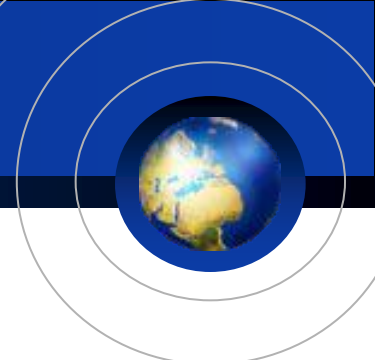
- 縦覧・住民意見を待ってから、行政機関が審査を開始
- 国と都道府県が有識者による審査会を別々に開催
- 都道府県知事の意見を待って、環境大臣の意見を聴取

期間短縮案

- 縦覧開始と同時に、行政機関の審査を開始
- 国と都道府県が有識者による審査会を合同で開催
- 都道府県の審査と並行して、環境大臣の意見を聴取

方法書・準備書の審査期間を“概ね半減”できる

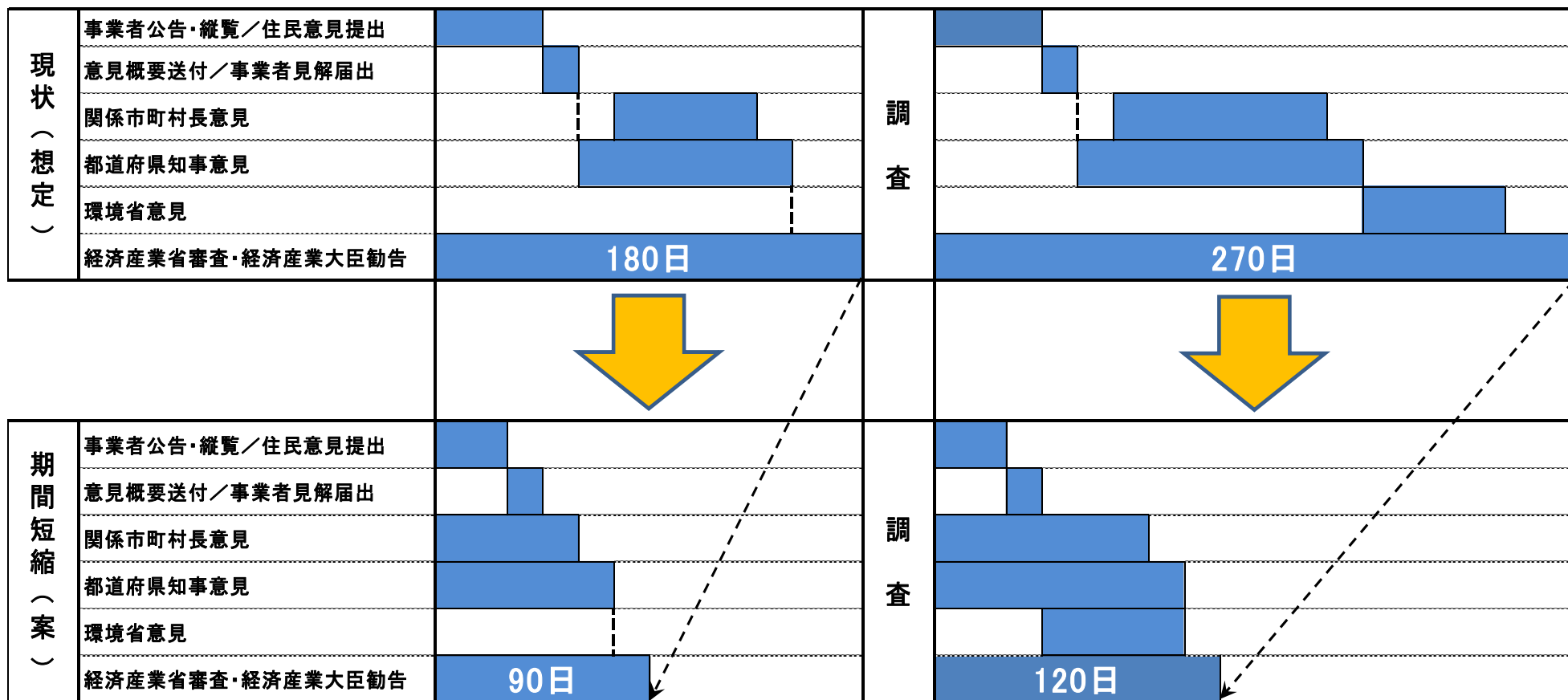
新規要望事項①: 環境影響評価の迅速化-3



■ 審査期間の“概ね半減”のイメージ

方法書手続

準備書手続





B. 配慮書手続の合理化

- 来年4月から新たに導入される配慮書手続は、発電事業の計画段階で実施され、事業計画について複数案を設定することを基本とする
- ↓
- しかし、風力発電事業の場合は、公共事業(高速道路等)や従来型発電所(火力・原子力等)と異なり、風況の良い候補地が複数あれば全ての候補地で事業実施が図られるものであり、「複数案を設定して関係者の意見を聞く」という配慮書の手続になじまない
 - 無理に複数案を設定するとなれば、「ダミー計画」を作らざるを得ない
- ↓
- むしろ、配慮書において単一の事業計画を設定し、かつ従来は方法書に記載していた内容を配慮書に取り込むことにより、方法書段階での審査期間を更に短縮することはできないか



C. 基礎情報整備モデル事業の活用

- 風力発電事業に関する環境影響評価では、動植物・生態系等の調査のため最低1年間(鳥類調査期間によってはそれ以上)の調査期間が必要
- ↓
- 「風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業」において、あらかじめ実施した環境調査のデータを活用することで、調査期間の短縮が期待できる
 - ただし、モデル事業による環境調査が、実際に風力発電事業が計画されているエリアで行われていることが重要
- ↓
- たとえば、風力発電事業に関する配慮書手続の開始に合わせて、当該事業エリアでモデル事業を実施することが考えられる

新規要望事項②：電気主任技術者の兼任-1



現状

- 経済産業省の内規では、複数発電所について電気主任技術者を兼任させることを承認できる場合につき一定の基準を定めているが、設備の最大電力が2,000kW以上となる場合は「保安業務の遂行上支障となる場合が多いと考えられるので、特に慎重を期すること」としている。
- 実態としては、同一事業者が設置する近隣の風力発電所であっても、兼任を認められない場合がある。
- さらに、風力発電所敷地外に連系変電所がある場合には、発電所と変電所が別々の設備になり、設備毎に主任技術者を選任しなければならないとの指導を受けている。

問題点

- 発電所立地地点周辺で常勤できる主任技術者の確保は、現状でも容易ではない。
- 固定価格買取制度の導入に伴い、2,000kW以上の風力・太陽光発電所の設置が大量に予定されているが、発電所・変電所毎に主任技術者を選任することを求められた場合、主任技術者が確保できずに発電事業が進められないといった状況が予想される。

要望

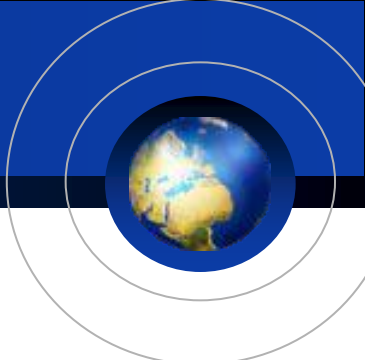
- ✓ 発電機の自動停止装置が備わっている、故障時も供給支障を及ぼさない、設置者が共通である等、一定の条件が満たされている場合には、複数の発電所・変電所について電気主任技術者が兼任することを認めて頂きたい。

新規要望事項②：電気主任技術者の兼任-2

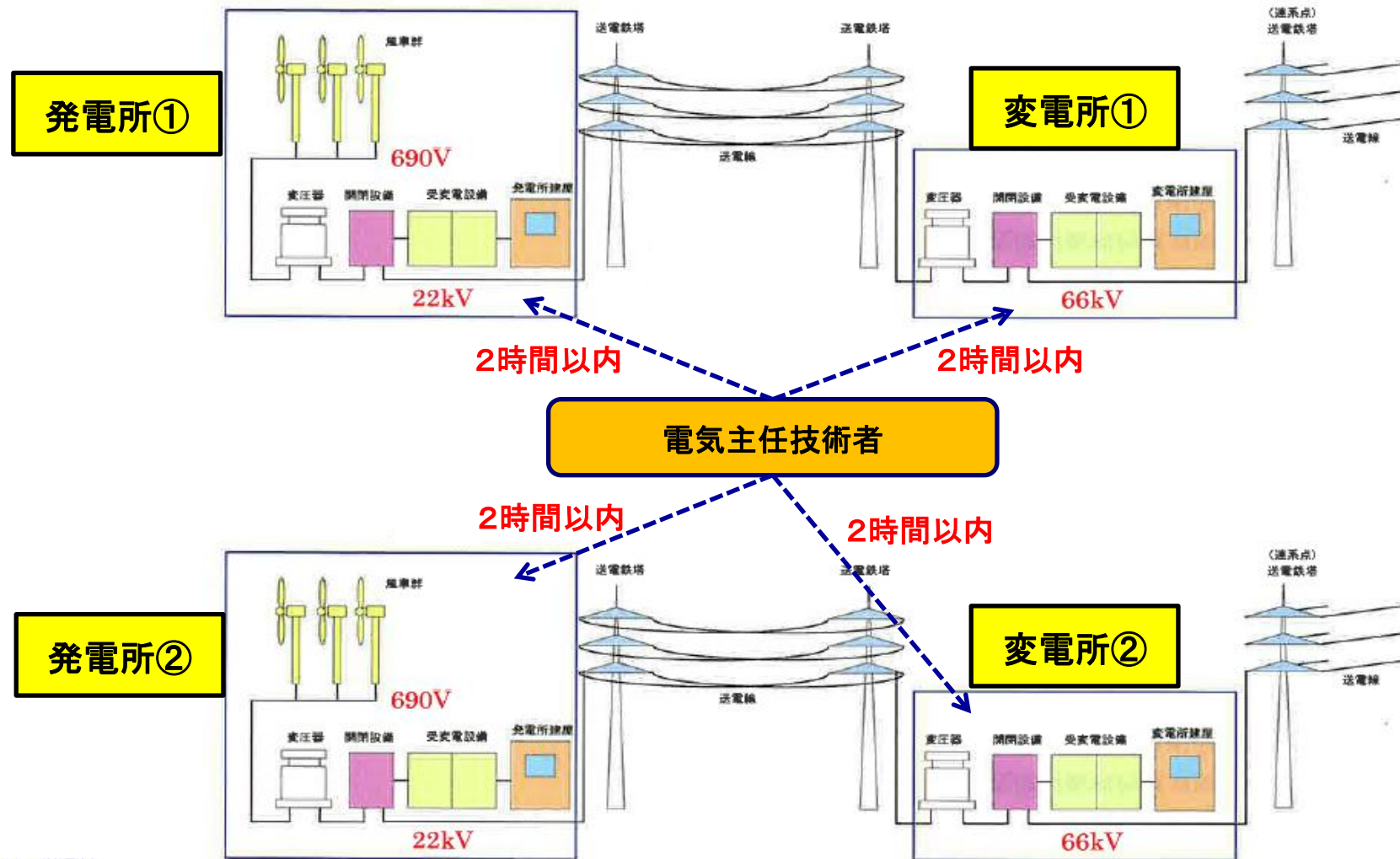


- 以下の要件を満足し、保安業務の遂行上支障がないと認められる場合は、電気主任技術者の兼任を認めて頂きたい。
 - 異常時には発電機を電路から自動的に遮断し、風車の回転を自動的に停止する装置を備えている
 - 発電機が故障停止した場合でも、電力会社による需要家への電力供給に支障を生じさせない
 - 兼任する複数の発電所・変電所は、保安の責を担う“設置者”が全て共通で、類似（あるいは同一）の保安規程で管理する
 - 随時監視制御方式を採用し、遠方から風車運転状況を確認することが出来る
 - 事故・故障発生時の対応等について電気主任技術者が事前確認出来ている
 - 異常発生時には電気主任技術者を含む技術員に警報が自動転送される
 - 電気主任技術者は2時間以内に発電所・変電所に到達可能

新規要望事項②: 電気主任技術者の兼任-3



■ 「電気主任技術者の兼任」のイメージ



規制・制度改革の現状レビュー(措置済み)

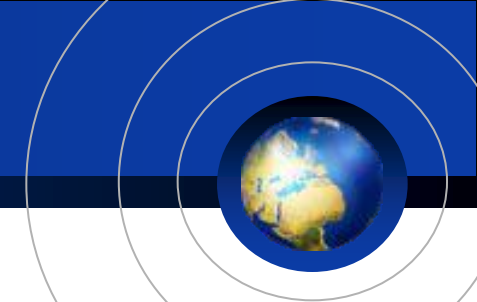
「エネルギー分野における規制・制度改革の方針」(平成24年4月3日閣議決定)



事項名	規制・制度改革の内容	現状(JWPAの認識)
【番号6】 風力発電に係る環境影響評価の手続迅速化① (審査手続の簡素化・迅速化)	風力発電に係る環境影響評価について、事業者に煩雑かつ過重な手続を要求しないよう、評価項目の絞り込みや経済産業省が行う各審査段階の審査事務に係る標準処理期間をそれぞれ1か月以内に短縮するなど、手続の簡素化・迅速化を行う。	本年10月1日より風力発電事業が環境影響評価法の対象事業として施行開始。 ⇒手続期間全体を概ね半減させるよう、さらなる迅速化に取り組んで頂きたい。
【番号7】 風力発電に係る環境影響評価の手続迅速化② (書類の受理に係る手続適正化)	風力発電に係る環境影響評価の手続について、書類の受領に際しては、評価項目の不足等の形式面に限定した確認にとどめ、書類の提出前の事前確認は事業者の求めに応じて行うものであり、国から求めることはない旨を周知徹底する。	経済産業省ホームページに、事前相談等は方法書等の届出の要件ではないこと等が明記、周知された。
【番号8】 風力発電に係る環境影響評価の手続迅速化③ (低周波音に関する取扱い)	風力発電に係る環境影響評価においては、低周波音について環境基準がなくとも、これまでの審査実績等から遅滞なく適切に審査をすることが可能であることを周知徹底する。	経済産業省ホームページに、低周波音については環境基準がなくとも、遅滞なく適切に審査することが可能であることが明記、周知された。

規制・制度改革の現状レビュー(措置済み)

「エネルギー分野における規制・制度改革の方針」(平成24年4月3日閣議決定)



事項名	規制・制度改革の内容	現状(JWPAの認識)
【番号29】 保安林における許可要件・基準の見直し① (保安林の解除の要件)	保安林を再生可能エネルギー設備に供する場合の指定解除について、再生可能エネルギー事業者等からの実情把握や都道府県の審査の実態把握等を行い、合理的な運用内容を検討の上、留意事項として整理し、都道府県等に広く周知する。具体的には、「他に適地がない」等の用地事情の確認範囲を、「日本全国」、「地方区分」といった必要以上に広範囲で求めるのではなく、保安林の配備状況(市町村内、都道府県内複数市町村、複数県等)を踏まえつつ、事業目的に応じて、合理的な理由により明確化しよう検討し、結論を得る。加えて、保健保安林や飛砂防備保安林内における施設整備などにおいて、保安林機能の維持に支障を及ぼさないと判断される場合には、当該機能に係る代替施設を設置する必要がないことを明確化する。	<p>「保安林解除及び作業許可要件に係る留意事項について」(平成24年6月29日付け林野庁治山課課長補佐事務連絡)が各都道府県及び各森林管理局宛に発出、風力発電協会にも周知された。</p> <p>⇒各都道府県の原課においては、留意事項が発出されても独自に判断しつつ事業者へ対応している事例があるため、留意事項を踏まえた判断がなされるよう周知徹底を図って頂きたい。</p>
【番号30】 保安林における許可要件・基準の見直し② (保安林の作業許可)	保安林を再生可能エネルギー設備に供する場合の作業許可の要件について、再生可能エネルギー事業者等からの実情把握や都道府県の審査の実態把握等を行い、合理的な運用内容を検討の上、留意事項として整理し、都道府県等に広く周知する。その際、保安林機能の維持に支障を及ぼさないと判断される場合は、現行の通知上の保安林内の作業許可の基準に照らして、工事のために必要となる道路部分について拡幅する等の柔軟な対応が可能であることを明確化する。	